

日本 E R I 株式会社

確認検査業務手数料規程

【趣 旨】

第1条 <u>趣 旨</u>	P. 1
----------------	------

【建築物に関する事項】

第2条 <u>建築物に関する確認の申請手数料</u>	
1. 確認の申請手数料（計画通知の手数料）	P. 1
第3条 <u>建築物に関する計画変更確認の申請手数料</u>	
1. 計画変更確認の申請手数料（計画変更通知の手数料）	P. 6
第4条 <u>建築物に関する中間検査の申請手数料</u>	
1. 中間検査の申請手数料（特定工程工事終了通知の手数料）	P. 12
第5条 <u>建築物に関する完了検査の申請手数料</u>	
1. 完了検査の申請手数料（工事完了通知の手数料）	P. 15
第6条 <u>建築物に関する仮使用認定 及び 変更等の申請手数料</u>	
1. 仮使用認定の申請手数料	P. 19
2. 変更等の申請手数料	P. 24

【昇降機に関する事項】

第7条 <u>昇降機に関する確認 及び 計画変更確認の申請手数料</u>	
1. 確認の申請手数料（計画通知の手数料）	P. 26
2. 計画変更確認の申請手数料（計画変更通知の手数料）	P. 26
第8条 <u>昇降機に関する完了検査の申請手数料</u>	
1. 完了検査の申請手数料（工事完了通知の手数料）	P. 27
第9条 <u>昇降機に関する仮使用認定の申請手数料</u>	
1. 仮使用認定の申請手数料	P. 29

【工作物に関する事項】

第10条 <u>工作物に関する確認 及び 計画変更確認の申請手数料</u>	
1. 確認の申請手数料（計画通知の手数料）	P. 30
2. 計画変更確認の申請手数料（計画変更通知の手数料）	P. 31
第11条 <u>工作物に関する完了検査の申請手数料</u>	
1. 完了検査の申請手数料（工事完了通知の手数料）	P. 32
第12条 <u>工作物に関する仮使用認定の申請手数料</u>	
1. 仮使用認定の申請手数料	P. 33

第13条 <u>出張費</u>	P. 34
-----------------	-------

【その他】

第14条 <u>日本E R I 申請書作成ツールによる申請手数料の一部控除</u>	P. 34
第15条 <u>手数料の減額</u>	P. 35
第16条 <u>手数料の増額</u>	P. 35
第17条 <u>確認済証等の紙面発行手数料</u>	P. 35
第18条 <u>規程に定めのない事項の取扱い</u>	P. 35

【用語等の定義】

P. 36

【附則】

P. 37

第1条 趣 旨

この規程は、別に定める「日本E R I株式会社確認検査業務規程」に基づき、E R I^(*)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。なお、E R I が国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物等の確認検査を行う場合に準用する。

※この規程で使用する用語に「波線^(*)」表示があるものについては、「用語等の定義」(P.36～37)として別途記載する。

※この規定の手数料の単位は（円）とする。

第2条 建築物に関する確認の申請手数料

1. 確認の申請手数料（計画通知の手数料）

確認の申請手数料は、申請1件につき、当該建築（新築、増築、改築、移転）及び大規模の修繕もしくは模様替え、並びに用途変更に係る以下記載の「(1)確認基本手数料」及び「(2)確認加算手数料」を合算し、算定する。

(1)確認基本手数料	—
(2)確認加算手数料 ※計画の特性により該当する場合に適用する	① 仕様規定等による構造審査 ^(*)
	② 構造計算による構造審査
	③ 構造適判不要審査（ルート2基準 ^(*) 、小規模伝統的木造建築物等基準 ^(*) ）
	④ 構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査
	⑤ 天空率の審査
	⑥ 避難安全検証法・特別な方法による審査
	⑦ 特定天井等の審査（特定天井、落下防止措置）
	⑧ 消防同意・消防通知、保健所通知を要する申請
	⑨ あらかじめ検討事項の審査
	⑩ 省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査
	⑪ 増築、改築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替による既存建築物の審査

■昇降機を併願する申請においては、「第7条 昇降機に関する確認及び計画変更確認の申請手数料」の条項を適用し、種類毎に設置数を乗じ加算する。

(1) 確認基本手数料

【確認手数料表】

申請部分の面積※ ¹ (㎡)	申請部分の種別※ ²		
	1号、2号 (右記以外)	3号特例	型式部材等製造者 認証（法第68条の 11）を受けたもの
0 ～ 30 以内	49,000	43,000	30,000
30 超 ～ 100 以内	57,000	51,000	35,000
100 超 ～ 200 以内	64,000	58,000	40,000
200 超 ～ 500 以内	101,000	91,000	65,000
500 超 ～ 1,000 以内	178,000		123,000
1,000 超 ～ 2,000 以内	297,000		180,000
2,000 超 ～ 3,000 以内	395,000		239,000
3,000 超 ～ 4,000 以内	478,000		288,000
4,000 超 ～ 5,000 以内	545,000		337,000
5,000 超 ～ 6,000 以内	605,000		
6,000 超 ～ 8,000 以内	668,000		
8,000 超 ～ 10,000 以内	708,000		
10,000 超 ～ 20,000 以内	829,000		
20,000 超 ～ 30,000 以内	1,034,000		
30,000 超 ～ 50,000 以内	1,192,000		
50,000 超 ～ 100,000 以内	1,646,000		
100,000 超 ～ 200,000 以内	2,230,000		
200,000 超 ～ 300,000 以内	2,722,000		
300,000 超 ～	3,322,000		

■上記に記載のない手数料については、別途見積りとする。

■「申請部分の種別」が「3号特例」かつ「型式部材等製造者認証（法第68条の11）を受けたもの」に該当する場合は、「型式部材等製造者認証（法第68条の11）を受けたもの」とする。

※1 確認申請書第3面【11. 延べ面積】【イ. 建築物全体】の（申請部分）の面積とする。ただし、構造耐力に関わる遡及適用がある既存建築物（既存不適格建築物を含む）の審査等においては、増築等に係る申請部分の面積と、当該既存の部分の面積の合計を合算した面積とする。

※2 確認申請書第4面「建築物別概要」のうち、最大の床面積であるものとする。

(2) 確認加算手数料

① 仕様規定等による構造審査(*)

申請部分の面積に関わらず 25,000 × 構造上の棟の数 ^{※1}

■構造が木造で構造ソフト(*)以外の仕様規定等による構造審査については、別途見積りとする。

※1 確認申請において、仕様規定等による構造審査を要する棟の数。

② 構造計算による構造審査

申請部分の面積(㎡)	手数料
0 ～ 500 以内	1 棟目：45,000、2 棟目以降：30,000 × (構造上の棟の数 ^{※1} - 1)
500 超 ～ 50,000 以内	【確認手数料表】にて算定した手数料 × 20% × (構造上の棟の数 - 1)
50,000 超 ～	【確認手数料表】にて算定した手数料 × 10% × (構造上の棟の数 - 1)

※1 確認申請において、構造計算による構造審査を要する棟の数。

③ 構造適判不要審査（ルート2基準*）、小規模伝統的木造建築物等基準(*)

対象面積(㎡)	手数料
0 ～ 1,000 以内	145,000
1,000 超 ～ 2,000 以内	190,000
2,000 超 ～ 10,000 以内	220,000
10,000 超 ～ 50,000 以内	290,000
50,000 超 ～	535,000

■構造上の棟毎に適用する。

④ 構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査

12,000 × 構造計算適合性判定に要する構造上の棟の数

⑤ 天空率の審査

10,000 又は【確認手数料表】にて算定した手数料 × 10% のうち高い手数料

■道路、隣地及び北側高さ制限における2以上の審査を要する場合も上表のとおりとする。

⑥ 避難安全検証法・特別な方法による審査

⑥-1 避難安全検証法

対象面積 ^{※1} の合計(㎡)	区画避難安全検証法、 階避難安全検証法、 全館避難安全検証法(階数が1)		全館避難安全検証法 (階数が2以上)	
	ルート B1 (避難時間判定法)	ルート B2 (煙高さ判定法)	ルート B1 (避難時間判定法)	ルート B2 (煙高さ判定法)
0 ～ 2,000 以内	48,000	90,000	70,000	130,000
2,000 超 ～ 10,000 以内	80,000	145,000	120,000	220,000
10,000 超 ～ 50,000 以内	115,000	210,000	175,000	315,000
50,000 超 ～ 100,000 以内	175,000	315,000	260,000	500,000
100,000 超 ～ 200,000 以内	210,000	380,000	300,000	540,000
200,000 超 ～	250,000	450,000	350,000	630,000

■国土交通大臣の認定を受けたもの又はE R Iにおいて当該性能評価を受けたものを除く。

※1 棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用する。ただし、1棟の中に「ルート B1」と「ルート B2」が混在している場合は、それぞれ算出した手数料の合算とする。

⑥-2 特別な方法による審査

対象面積※ ¹ の合計(㎡)	限界耐力計算法 エネルギー法 告示免震	耐火性能 ・防火区画検証法	通常火災終了時間 に基づく設計法	特定避難時間に基づ く設計法
0 ～ 2,000 以内	50,000※ ²	70,000	70,000	70,000
2,000 超 ～ 10,000 以内	80,000	120,000	120,000	120,000
10,000 超 ～ 50,000 以内	115,000	175,000	175,000	175,000
50,000 超 ～	175,000	260,000	260,000	260,000

※1 棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用する。ただし、限界耐力計算法等は、構造上の棟(※)毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用する。

※2 対象面積の合計が 300 ㎡以内の限界耐力計算法等の手数料については、別途見積りとする。

⑦ 特定天井等の審査（特定天井、落下防止措置）

対象面積※ ¹ (㎡)	特定天井	落下防止措置
200 超 ～ 500 以内	130,000	255,000
500 超 ～ 1,000 以内	195,000	385,000
1,000 超 ～	260,000	510,000

■国土交通大臣の認定を受けたもの又は E R I において特定天井に係る性能評価を受けたものを除いた審査。

■複数の構造強度に係る審査を要する場合は、それぞれの箇所毎に対象面積を適用し算定した手数料と合算する。

※1 適用する検証方法に係る箇所毎の水平投影面積とする。

⑧ 消防同意、消防通知、保健所通知を要する申請

⑧-1 事務手数料

消防同意	1,500	保健所通知	1,500
------	-------	-------	-------

■消防同意、保健所通知毎に適用する。消防通知については、加算不要とする。

⑧-2 電子申請に係る紙面出力

ページ数の合計	白黒 1 部	カラー 1 部
0 ～ 50 以内	1,500	2,000
50 超 ～ 200 以内	2,000	3,000
200 超 ～ 500 以内	3,000	4,500
500 超 ～ 1,000 以内	4,500	7,000
1,000 超 ～	別途見積り	

■消防同意、消防通知、保健所通知毎に必要な部数を乗じて算定する。ただし、消防通知、保健所通知で建築計画概要書のみ出力する場合は除く。

■出力形式は、原則 A 4、A 3 サイズかつ白黒、カラーとし、他の出力形式の場合は、別途見積りとする。

■紙面出力に白黒、カラーが混在する場合は、カラー手数料とする。

⑧-3 図書送付料

申請部分の面積(㎡)	消防同意	消防通知	保健所通知
0 ～ 500 以内	3,000	1,500	1,500
500 超 ～	5,000		

■原則、信書便とし、他の方法で行う必要がある場合は、別途見積りとする。

■再度消防長等の同意を要する場合は、上記手数料を回数分追加する。

■消防同意、消防通知、保健所通知毎に適用する。ただし、消防通知、保健所通知で建築計画概要書のみ送付する場合は除く。

⑨ あらかじめ検討事項の審査

イ) 特定の部分に限って代替的な設計を行い、申請に係る建築物等において当該代替的設計部分をはめ込んで行う全体の法適合性審査	特定する部分 1箇所について代替的設計 2種毎に 【確認手数料表】にて算定した手数料×10%
ロ) 構造計算において特定の構造部位に係る入力条件等を異なる複数の数値設定のもとに算定した結果に基づく代替的設計又は条件付設計に関する法適合性審査	付加設定条件による構造計算 1件毎に 【確認手数料表】にて算定した手数料×10%
ハ) 建築物等自体の外形変更を伴わない複数の異なる位置等に関する代替的設計を行う法適合性審査	付加設定条件 1件毎に 【確認手数料表】にて算定した手数料×20%

■上表イ)～ハ)の区分毎に算定される「【確認手数料表】にて算定した手数料」に乗じる加算の割合は、上限60%とする。また、複数の区分に該当がある場合は、適用する加算割合を合計し、その上限は70%とする。

⑩ 省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査

一戸建ての住宅	22,500	
共同住宅・長屋等	基本料金	戸当たり
	60,000	3,000

■設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書もしくは長期使用構造等である旨の確認書を提出された場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる場合（大臣認定、性能向上計画認定及び低炭素認定）を除く。

■該当する棟毎に適用する。

⑪ 増築、改築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替による既存建築物の審査

審査内容	手数料
イ) 直前に交付された検査済証がある場合	なし
ロ) 検査済証が交付されていない場合	別途見積り

第3条 建築物に関する計画変更確認の申請手数料

1. 計画変更確認の申請手数料（計画変更通知の手数料）

計画変更確認の申請手数料は、申請1件につき、以下記載の「（1）計画変更基本手数料」及び「（2）計画変更加算手数料」を合算し、算定する。

（1）計画変更基本手数料	① 直前の確認済証の <u>交付をE R I から受けている</u> 場合
	② 直前の確認済証の <u>交付をE R I から受けていない</u> 場合
（2）計画変更加算手数料 ※計画変更部分に審査等を要する場合に適用する	① <u>仕様規定等による構造審査</u> (*)
	② 構造計算による構造審査
	③ 構造適判不要審査 (<u>ルート2基準</u> (*)、 <u>小規模伝統的木造建築物等基準</u> (*))
	④ 構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査
	⑤ 天空率の審査
	⑥ 避難安全検証法・特別な方法による審査
	⑦ 特定天井等の審査（特定天井、落下防止措置）
	⑧ 消防同意・消防通知、保健所通知を要する申請
	⑨ あらかじめ検討事項の審査
	⑩ 省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査
	⑪ <u>軽微な変更</u> (*) (<u>省エネ適合性判定等</u> (*))に係る内容を除く)の審査

■昇降機を併願する申請において、昇降機に変更がある場合は、「第7条 昇降機に関する確認及び計画変更確認の申請手数料」の条項を適用し、種類毎に設置数を乗じ加算する。

（１） 計画変更基本手数料

【計画変更手数料表】

申請部分の面積※ ¹ （㎡）	確認申請時の種別		
	1号、2号 （右記以外）	3号特例	型式部材等製造者 認証（法第68条の 11）を受けたもの
0 ～ 30 以内	49,000	43,000	30,000
30 超 ～ 100 以内	57,000	51,000	35,000
100 超 ～ 200 以内	64,000	58,000	40,000
200 超 ～ 500 以内	101,000	91,000	65,000
500 超 ～ 1,000 以内	178,000		123,000
1,000 超 ～ 2,000 以内	297,000		180,000
2,000 超 ～ 3,000 以内	395,000		239,000
3,000 超 ～ 4,000 以内	478,000		288,000
4,000 超 ～ 5,000 以内	545,000		337,000
5,000 超 ～ 6,000 以内	605,000		
6,000 超 ～ 8,000 以内	668,000		
8,000 超 ～ 10,000 以内	708,000		
10,000 超 ～ 20,000 以内	829,000		
20,000 超 ～ 30,000 以内	1,034,000		
30,000 超 ～ 50,000 以内	1,192,000		
50,000 超 ～ 100,000 以内	1,646,000		
100,000 超 ～ 200,000 以内	2,230,000		
200,000 超 ～ 300,000 以内	2,722,000		
300,000 超 ～	3,322,000		

※1 計画変更確認申請書第3面【11. 延べ面積】【イ. 建築物全体】の（申請部分）の面積とする。ただし、構造耐力に関わる遡及適用がある既存建築物（既存不適格建築物を含む）の審査等においては、増築等に係る申請部分の面積と、当該既存の部分の面積の合計を合算した面積とする。

① 直前の確認済証の交付をE R Iから受けている場合

①-1 直前の確認申請の計画の部分に変更がある場合

イ) 別棟 ^{※1} の増加を含まない場合		
a) 構造審査 ^(*) を要する計画変更	(申請部分の面積－変更がない棟の合計面積)を 【計画変更手数料表】の申請部分の面積とし、 算定した手数料	×70%
b) 構造審査を要しない計画変更		×50%
b)のうち小規模 ^{※2} な計画変更		×30%

ロ) 別棟の増加を含む場合			
a) 構造審査を要する計画変更	(申請部分の面積－ 変更がない棟の合計面積－ 別棟の合計面積)を 【計画変更手数料表】の申請 部分の面積とし、算定した手 数料	×70%	+ 別棟の合計面積 を【計画変更手 数料表】の申請 部分の面積と し、算定した手 数料
b) 構造審査を要しない計画変更		×50%	
b)のうち小規模 ^{※2} な計画変更		×30%	

①-2 直前の確認申請の計画の部分に変更がなく、「別棟の増加のみ」の場合

別棟 ^{※1} の面積を申請部分の面積とし、【計画変更手数料表】にて算定した手数料
--

※1 独立した棟 又は エキスパンションジョイント等で接する棟とする。

※2 次のいずれかに該当する変更とする。

- ・ 建築物外形変更を伴わず、高さ関係規定(日影規制を含む)の再審査を要しない敷地境界線の移動に係る変更(配置変更を含む)
- ・ 建築物外形変更を伴わない増築(室用途変更に伴うものを含む)
- ・ 高さ関係規定(日影規制を含む)の再審査を要しない、部分的かつ小規模な地盤面高さの変更
- ・ 避難施設について従前計画における適法性の範囲にある、局部的な居室、非居室の区画位置、相互の床面積の変更
- ・ 建築設備の変更を伴わない局部的かつ特定の室の室内仕上げの変更
- ・ 局部的な間仕切り壁の位置、壁開口部の大きさ、位置の変更
- ・ 局部的な建築設備単独(意匠、構造変更を伴わない)の変更
- ・ その他これらと同等以内の小規模な変更であると認められるもの

② 直前の確認済証の交付をE R Iから受けていない場合

【計画変更手数料表】にて算定した手数料とする。

(2) 計画変更加算手数料

① 仕様規定等による構造審査^(*)

申請部分の面積に関わらず 25,000 × 構造上の棟の数 ^{※1}

■構造が木造で構造ソフト^(*)以外の仕様規定等による構造審査については、別途見積りとする。

※1 計画変更申請において、仕様規定等による構造審査を要する棟の数。

② 構造計算による構造審査

計画変更対象面積 ^{※1} (㎡)	手数料
0 ～ 500 以内	1 棟目：45,000、2 棟目以降：30,000 × (構造上の棟の数 ^{※1} - 1)
500 超 ～ 50,000 以内	【計画変更手数料表】にて算定した手数料 × 20% × (構造上の棟の数 - 1)
50,000 超 ～	【計画変更手数料表】にて算定した手数料 × 10% × (構造上の棟の数 - 1)

※1 申請部分の面積－変更がない棟の合計面積

※2 計画変更申請において、構造計算による構造審査を要する棟の数。

③ 構造適判不要審査（ルート2基準^(*)、小規模伝統的木造建築物等基準^(*)）

対象面積 (㎡)	手数料
0 ～ 1,000 以内	145,000
1,000 超 ～ 2,000 以内	190,000
2,000 超 ～ 10,000 以内	220,000
10,000 超 ～ 50,000 以内	290,000
50,000 超 ～	535,000

■構造上の棟毎に適用する。

④ 構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査

12,000 × 構造計算適合性判定に要する構造上の棟の数

⑤ 天空率の審査

10,000 又は 「申請部分の面積」を【計画変更手数料】にて算定した手数料 × 10% のうち高い手数料

■道路、隣地及び北側高さ制限における2以上の審査を要する場合も上表のとおりとする。

⑥ 避難安全検証法・特別な方法による審査

⑥-1 避難安全検証法

対象面積 ^{※1} の合計 (㎡)	区画避難安全検証法、 階避難安全検証法、 全館避難安全検証法 (階数が1)		全館避難安全検証法 (階数が2以上)	
	ルート B1 (避難時間判定法)	ルート B2 (煙高さ判定法)	ルート B1 (避難時間判定法)	ルート B2 (煙高さ判定法)
0 ～ 2,000 以内	25,000	45,000	35,000	65,000
2,000 超 ～ 10,000 以内	45,000	75,000	65,000	110,000
10,000 超 ～ 50,000 以内	60,000	110,000	90,000	160,000
50,000 超 ～ 100,000 以内	90,000	160,000	130,000	250,000
100,000 超 ～ 200,000 以内	110,000	190,000	150,000	270,000
200,000 超 ～	130,000	230,000	180,000	320,000

■国土交通大臣の認定を受けたもの又はE R Iにおいて当該性能評価を受けたものを除く。

■計画変更確認の申請から当該設計方法を行う場合は別途見積りとする。

※1 棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用する。ただし、1棟の中に「ルート B1」と「ルート B2」が混在している場合は、それぞれ算出した手数料の合算とする。

⑥-2 特別な方法による審査

対象面積 ^{※1} の合計(㎡)	限界耐力計算法 エネルギー法 告示免震	耐火性能 ・防火区画検証法	通常火災終了時間 に基づく設計法	特定避難時間に基づ く設計法
0 ～ 2,000 以内	35,000 ^{※2}	35,000	35,000	35,000
2,000 超 ～ 10,000 以内	60,000	65,000	65,000	65,000
10,000 超 ～ 50,000 以内	80,000	90,000	90,000	90,000
50,000 超 ～	120,000	130,000	130,000	130,000

■計画変更確認の申請から当該設計方法を行う場合は、別途見積りとする。

※1 棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用する。ただし、限界耐力計算法等は、構造上の棟^(*)毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用する。

※2 対象床面積の合計が 300 ㎡以内の限界耐力計算法等の手数料については、別途見積りとする。

⑦ 特定天井等の審査（特定天井、落下防止措置）

対象面積 ^{※1} (㎡)	特定天井	落下防止措置
200 超 ～ 500 以内	130,000	255,000
500 超 ～ 1,000 以内	195,000	385,000
1,000 超 ～	260,000	510,000

■国土交通大臣の認定を受けたもの又は E R I において特定天井に係る性能評価を受けたものを除いた審査。

■複数の構造強度に係る審査を要する場合は、それぞれの箇所毎に対象面積を適用し算定した手数料と合算する。

※1 適用する検証方法に係る箇所毎の水平投影面積とする。

⑧ 消防同意、消防通知、保健所通知を要する申請

⑧-1 事務手数料

消防同意	1,500	保健所通知	1,500
------	-------	-------	-------

■消防同意、保健所通知毎に適用する。消防通知については、加算不要とする。

⑧-2 電子申請に係る紙面出力

ページ数の合計	白黒 1 部	カラー 1 部
0 ～ 50 以内	1,500	2,000
50 超 ～ 200 以内	2,000	3,000
200 超 ～ 500 以内	3,000	4,500
500 超 ～ 1,000 以内	4,500	7,000
1,000 超 ～	別途見積り	

■消防同意、消防通知、保健所通知毎に必要な部数を乗じて算定する。ただし、消防通知、保健所通知で建築計画概要書のみ出力する場合は除く。

■出力形式は、原則 A 4、A 3 サイズかつ白黒、カラーとし、他の出力形式の場合は、別途見積りとする。

■紙面出力に白黒、カラーを混在する場合は、カラー手数料とする。

⑧-3 図書送付料

申請部分の面積 ^{※1} (㎡)	消防同意	消防通知	保健所通知
0 ～ 500 以内	3,000	1,500	1,500
500 超 ～	5,000		

■原則、信書便とし、他の方法で行う必要がある場合は、別途見積りとする。

■再度消防長等の同意を要する場合は、上記手数料を回数分追加する。

■消防同意、消防通知、保健所通知毎に適用する。ただし、消防通知、保健所通知で建築計画概要書のみ送付する場合は除く。

※1 計画変更確認申請書第 3 面【11. 延べ面積】【イ. 建築物全体】の（申請部分）の面積とする。

⑨ あらかじめ検討事項の審査

イ) 特定の部分に限って代替的な設計を行い、申請に係る建築物等において当該代替的設計部分をはめ込んで行う全体の法適合性審査	特定する部分 1箇所について代替的設計 2種毎に 【計画変更手数料表】にて算定した手数料×10%
ロ) 構造計算において特定の構造部位に係る入力条件等を異なる複数の数値設定のもとに算定した結果に基づく代替的設計又は条件付設計に関する法適合性審査	付加設定条件による構造計算 1件毎に 【計画変更手数料表】にて算定した手数料×10%
ハ) 建築物等自体の外形変更を伴わない複数の異なる位置等に関する代替的設計を行う法適合性審査	付加設定条件 1件毎に 【計画変更手数料表】にて算定した手数料×20%

■上表イ)～ハ)の区分毎に算定される【計画変更手数料表】にて算定した手数料に乘じる加算の割合は、上限60%とする。また複数の区分に該当がある場合は、適用する加算割合を合計し、その上限は70%とする。

⑩ 省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査

一戸建ての住宅	22,500	
共同住宅・長屋等	基本料金	戸当たり
	60,000	3,000

■設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書もしくは長期使用構造等である旨の確認書を提出された場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる場合（大臣認定、性能向上計画認定及び低炭素認定）を除く。

■該当する棟毎に適用する。

⑪ 軽微な変更^(*)(省エネ適合性判定等^(*)に係る内容を除く)に関する審査

確認申請時の申請部分 ^{※1} (㎡)	手数料
0 ～ 500 以内	5,000
500 超 ～	【確認手数料表】(P. 2)にて算定した手数料×10%

■直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更を含め、提出された回数分を算定する。

※1 確認申請書第3面【11.延べ面積】【イ.建築物全体】の（申請部分）の面積とする。
ただし、計画変更があった場合は、計画変更確認申請書第3面【11.延べ面積】【イ.建築物全体】の（申請部分）の面積とする。

第4条 建築物に関する中間検査の申請手数料

1. 中間検査の申請手数料（特定工程工事終了通知の手数料）

中間検査の申請手数料は、申請1件につき、以下記載の「（1）中間基本手数料」及び「（2）中間加算手数料」を合算し、算定する。

（1）中間基本手数料	① 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をE R I から受けている中間検査
	② 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をE R I から受けていない中間検査
（2）中間加算手数料	① 軽微な変更 ^(*) （省エネ適合性判定等 ^(*) に係る内容を除く）の審査
	② 再検査 ^(*)

(1) 中間基本手数料

- ① 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をE R Iから受けている中間検査

【中間手数料表】

検査対象床面積※ ¹ (㎡)	確認申請時の種別		
	1号、2号 (右記以外)	3号特例	型式部材等製造者 認証（法第68条の 11）を受けたもの
0 ～ 30 以内	49,000	44,000	30,000
30 超 ～ 100 以内	59,000	53,000	35,000
100 超 ～ 200 以内	68,000	61,000	40,000
200 超 ～ 500 以内	101,000	81,000	61,000
500 超 ～ 1,000 以内	142,000		103,000
1,000 超 ～ 2,000 以内	198,000		129,000
2,000 超 ～ 3,000 以内	230,000		150,000
3,000 超 ～ 4,000 以内	259,000		168,000
4,000 超 ～ 5,000 以内	286,000		185,000
5,000 超 ～ 6,000 以内	332,000		
6,000 超 ～ 8,000 以内	363,000		
8,000 超 ～ 10,000 以内	391,000		
10,000 超 ～ 20,000 以内	429,000		
20,000 超 ～ 30,000 以内	593,000		
30,000 超 ～ 50,000 以内	726,000		
50,000 超 ～ 100,000 以内	1,015,000		
100,000 超 ～ 200,000 以内	1,449,000		
200,000 超 ～ 300,000 以内	1,837,000		
300,000 超 ～	2,330,000		

■上記に記載のない手数料については、別途見積りとする。

■中間検査の実施により、法適合が明らかな建築物の配置変更のみがあり、計画変更確認を受けた後の中間検査申請手数料を除く。

※1 中間検査申請書第3面【8. 特定工程】【ハ. 検査対象床面積】とする。

- ② 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をE R Iから受けていない中間検査

【中間手数料表】にて算定した手数料と、【確認手数料表】（P. 2）にて算定した手数料を合算し適用する。ただし、直前の交付が法第7条の6第1項1号に基づく特定行政庁による仮使用認定通知書の交付であり、さらにその前の交付をE R Iから受けていることが確認できた場合は、【中間手数料表】にて算定した手数料とする。

（2） 中間加算手数料

① 軽微な変更^(*)（省エネ適合性判定等^(*)に係る内容を除く）に関する審査

確認申請時の申請部分 ^{※1} （㎡）	手数料
0 ～ 500 以内	5,000
500 超 ～	【確認手数料表】（P. 2）にて算定した手数料×10%

■直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更、中間検査申請と同時に提出された軽微な変更及び検査指摘により提出された軽微な変更を含め、提出された回数分を算定する。

※1 確認申請書第3面【11. 延べ面積】【イ. 建築物全体】の（申請部分）の面積とする。
ただし、計画変更があった場合は、計画変更確認申請書第3面【11. 延べ面積】【イ. 建築物全体】の（申請部分）の面積とする。

② 再検査^(*)

30,000 又は【中間手数料表】にて算定した手数料×50%のうち高い手数料
--

第5条 建築物に関する完了検査の申請手数料

1. 完了検査の申請手数料（工事完了通知の手数料）

完了検査の申請手数料は、申請1件につき、以下記載の「（1）完了基本手数料」及び「（2）完了加算手数料」を合算し、算定する。

（1）完了基本手数料	① 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をE R I から受けている完了検査
	② 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をE R I から受けていない完了検査
（2）完了加算手数料	① 省エネ適合性判定等 ^(*) に係る建築物の整合確認及び検査
	② 軽微な変更 ^(*) （省エネ適合性判定等に係る内容を除く）の審査
	③ 軽微な変更（省エネ適合性判定等に係る内容）に関する審査
	④ 追加説明書（計画変更相当）の審査
	⑤ 再検査 ^(*)

■仮使用認定通知書の交付をE R I から受けている場合の「（1）完了基本手数料」及び「（2）完了加算手数料」については、＜仮使用認定通知書の交付をE R I から受けている場合＞（P. 16～17）を適用する。

■昇降機を併願する申請においては、「第8条 昇降機に関する完了検査の申請手数料」の条項を適用し、種類毎に設置数を乗じ加算する。

（１） 完了基本手数料

- ① 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をE R Iから受けている完了検査

【完了手数料表】

検査対象床面積※ ¹ (㎡)	確認申請時の種別		
	1号、2号 (右記以外)	3号特例	型式部材等製造者 認証（法第68条の 11）を受けたもの
0 ～ 30 以内	58,000	51,000	36,000
30 超 ～ 100 以内	65,000	58,000	40,000
100 超 ～ 200 以内	72,000	65,000	44,000
200 超 ～ 500 以内	105,000	96,000	65,000
500 超 ～ 1,000 以内	178,000		114,000
1,000 超 ～ 2,000 以内	262,000		150,000
2,000 超 ～ 3,000 以内	294,000		173,000
3,000 超 ～ 4,000 以内	322,000		190,000
4,000 超 ～ 5,000 以内	354,000		209,000
5,000 超 ～ 6,000 以内	395,000		
6,000 超 ～ 8,000 以内	453,000		
8,000 超 ～ 10,000 以内	487,000		
10,000 超 ～ 20,000 以内	587,000		
20,000 超 ～ 30,000 以内	724,000		
30,000 超 ～ 50,000 以内	869,000		
50,000 超 ～ 100,000 以内	1,128,000		
100,000 超 ～ 200,000 以内	1,604,000		
200,000 超 ～ 300,000 以内	2,044,000		
300,000 超 ～	2,605,000		

■上記に記載のない手数料については、別途見積りとする。

※1 完了検査申請書第3面【8. 検査対象面積】とする。

ただし、既存建築物(既存不適格建築物を含む)の検査を要する場合は、増築等に係る申請部分の面積と、当該既存の検査対象となる部分の面積の合計を合算した面積とする。

<仮使用認定通知書の交付をE R Iから受けている場合>

申請1件につき、以下記載のイ)又はロ)とする。

イ) 確認申請図書のとおり施工された仮使用認定部分が一部の場合

【完了手数料表】検査対象床面積※¹から、確認申請図書のとおり施工された仮使用認定部分の面積を除いた面積を適用し、算定した手数料とする。

ロ) 確認申請図書のとおり施工された仮使用認定部分がすべての場合

32,000円とする。

② 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をE R Iから受けていない完了検査

【完了手数料表】にて算定した手数料と、【確認手数料表】（P.2）にて算定した手数料を合算し適用する。ただし、直前の交付が法第7条の6第1項1号に基づく特定行政庁による仮使用認定通知書の交付であり、さらにその前の交付をE R Iから受けていることが確認できた場合は、【完了手数料表】にて算定した手数料とする。

（2） 完了加算手数料

① 省エネ適合性判定等^(*)に係る建築物の整合確認及び検査

省エネ適合性判定等に係る建築物は、以下記載のイ)～ロ)のとおり算定し、加算する。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ①-1) 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合。
- ①-2) モデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合。
- ①-3) 計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合。

イ) 直前の省エネ適合性判定等をE R Iから受けている場合
・ E R I に建設性能評価を申請しており、検査の合理化ができると判断した場合 当該省エネ適合性判定等を要する棟の床面積の合計を、 【完了手数料表】の「検査対象床面積」として算定した手数料×10%
・ 上記以外の場合 当該省エネ適合性判定等を要する棟の床面積の合計を、 【完了手数料表】の「検査対象床面積」として算定した手数料×25%
ロ) 直前の省エネ適合性判定等をE R Iから受けていない場合
・ 当該省エネ適合性判定等を要する棟の床面積の合計を、 【完了手数料表】の「検査対象床面積」として算定した手数料×50%

<仮使用認定通知書の交付をE R Iから受けている場合>

申請1件につき、以下記載のイ)又はロ)とする。

イ) 確認申請図書のとおりに施工された仮使用認定部分が一部の場合
確認申請図書のとおりに施工された省エネ検査部分を除いた面積を「当該省エネ適合性判定等を要する棟の床面積の合計」とし算定する。
ロ) 確認申請図書のとおりに施工された仮使用認定部分がすべての場合
手数料加算なし。

② 軽微な変更^(*)（省エネ適合性判定等^(*)に係る内容を除く）に関する審査

確認申請時の申請部分 ^{※1} (㎡)	
0 ～ 500 以内	5,000
500 超 ～	【確認手数料表】(P. 2) にて算定した手数料×10%

■直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更、完了検査申請と同時に提出された軽微な変更及び追加説明により提出された軽微な変更を含め、提出された回数分を算定する。

- ※1 確認申請書第3面【11. 延べ面積】【イ. 建築物全体】の（申請部分）の面積とする。
ただし、計画変更があった場合は、計画変更確認申請書第3面【11. 延べ面積】【イ. 建築物全体】の（申請部分）の面積とする。

③ 軽微な変更（省エネ適合性判定等に係る内容）に関する審査

省エネ適合性判定に係る軽微な変更内容の確認（コース2 ^(*) は除く）	
ルートA ^(*)	E R I 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金（税抜） ^{※1} ×10%
ルートB ^(*)	E R I 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金（税抜）×30%
設計住宅性能評価、長期優良住宅に係る軽微な変更内容の確認（コース1 ^(*) 及びコース2）	
ルートA	E R I 住宅性能評価業務料金（税抜） ^{※2} ×10%
ルートB	E R I 住宅性能評価業務料金（税抜）×30%
省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査	
確認申請時の申請部分 (㎡)	手数料
0 ～ 500 以内	5,000
500 超 ～	【確認手数料表】(P. 2) にて算定した手数料×10%

■事前に提出された軽微な変更を含め、提出された回数分を算定する。ただし、仮使用認定申請があった場合は、仮使用認定申請以降に提出された回数分を算定する。

- ※1 「日本E R I (株)建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程」を適用し、算定した当該判定料金（適判対象の棟毎に算定した合計額）。
※2 「日本E R I (株)住宅性能評価業務規程」を適用し、算定した料金。

④ 追加説明書（計画変更相当）の審査

「第3条 建築物に関する計画変更確認の申請手数料」の規定を適用

■「(2) 完了加算手数料 ③軽微な変更（省エネ適合性判定等に係る内容）に関する審査」を要する場合は、当該規定による手数料を加算する。

⑤ 再検査^(*)

30,000 又は【完了手数料表】にて算定した手数料×50%のうち高い手数料
--

第6条 建築物に関する仮使用認定 及び 変更等の申請手数料

1. 仮使用認定の申請手数料

仮使用認定の申請手数料は、申請1件につき、以下記載の「(1)仮使用基本手数料」及び「(2)仮使用加算手数料」を合算し、算定する。

(1) 仮使用基本手数料	① 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をE R Iから受けている仮使用認定
	② 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をE R Iから受けていない仮使用認定
(2) 仮使用加算手数料	① <u>省エネ適合性判定等</u> ^(*) に係る建築物の整合確認及び検査
	② 避難安全検証法・特別な方法による審査
	③ 消防照会を要する申請
	④ あらかじめ検討による審査及び現場確認
	⑤ <u>軽微な変更</u> ^(*) (省エネ適合性判定等に係る内容を <u>除く</u>)の審査
	⑥ 軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容)に関する審査
	⑦ <u>再検査</u> ^(*)

■昇降機を併願する申請においては、「第8条 昇降機に関する完了検査の申請手数料」の条項を適用し、種類毎に設置数を乗じ加算する。

(1) 仮使用基本手数料

- ① 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をE R Iから受けている仮使用認定

【仮使用手数料表】

検査対象面積※ ¹ (㎡)	確認申請時の種別		
	1号、2号 (右記以外)	3号特例	型式部材等製造者 認証（法第68条の 11）を受けたもの
0 ～ 30 以内	70,000		42,000
30 超 ～ 100 以内	78,000		47,000
100 超 ～ 200 以内	85,000		52,000
200 超 ～ 500 以内	126,000		79,000
500 超 ～ 1,000 以内	213,000		136,000
1,000 超 ～ 2,000 以内	314,000		180,000
2,000 超 ～ 3,000 以内	352,000		206,000
3,000 超 ～ 4,000 以内	384,000		225,000
4,000 超 ～ 5,000 以内	423,000		248,000
5,000 超 ～ 6,000 以内	473,000		
6,000 超 ～ 8,000 以内	542,000		
8,000 超 ～ 10,000 以内	583,000		
10,000 超 ～ 20,000 以内	702,000		
20,000 超 ～ 30,000 以内	868,000		
30,000 超 ～ 50,000 以内	1,043,000		
50,000 超 ～ 100,000 以内	1,352,000		
100,000 超 ～ 200,000 以内	1,924,000		
200,000 超 ～ 300,000 以内	2,452,000		
300,000 超 ～	3,126,000		

■検査対象面積が上記にない手数料については、別途見積りとする。

- ※1 安全計画書又は安全計画書（工事計画書）に記載される「仮使用部分の申請面積」とする。
ただし、あらかじめ検討を含む場合は、その部分を除いた当初の検査対象面積とする。

- ② 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をE R Iから受けていない仮使用認定

【仮使用手数料表】にて算定した手数料と、【確認手数料表】（P.2）にて算定した手数料を合算し適用する。ただし、直前の交付が法第7条の6第1項1号に基づく特定行政庁による仮使用認定通知書の交付であり、さらにその前の交付をE R Iから受けていることが確認できた場合は、【仮使用手数料表】にて算定した手数料とする。

(2) 仮使用加算手数料

① 省エネ適合性判定等^(*)に係る建築物の整合確認及び検査

省エネ適合性判定等に係る建築物は、以下記載のイ)～ロ)のとおり算定し、加算する。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ①-1) 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合。
- ①-2) モデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合。
- ①-3) 計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合。

イ) 直前の省エネ適合性判定等をE R Iから受けている場合	
・ E R I に建設性能評価を申請しており、検査の合理化ができると判断した場合 当該省エネ適合性判定等を要する棟の床面積の合計を、 【完了手数料表】の「検査対象床面積」として算定した手数料×10%	
・ 上記以外の場合 当該省エネ適合性判定等を要する棟の床面積の合計を、 【完了手数料表】の「検査対象床面積」として算定した手数料×25%	
ロ) 直前の省エネ適合性判定等をE R Iから受けていない場合	
・ 当該省エネ適合性判定等を要する棟の床面積の合計を、 【完了手数料表】の「検査対象床面積」として算定した手数料×50%	

② 避難安全検証法・特別な方法による審査

②-1 避難安全検証法

対象面積 ^{*1} の合計(m ²)	区画避難安全検証法、 階避難安全検証法、 全館避難安全検証法(階数が1)		全館避難安全検証法 (階数が2以上)	
	ルート B1 (避難時間判定法)	ルート B2 (煙高さ判定法)	ルート B1 (避難時間判定法)	ルート B2 (煙高さ判定法)
0 ～ 2,000 以内	48,000	90,000	70,000	130,000
2,000 超 ～ 10,000 以内	80,000	145,000	120,000	220,000
10,000 超 ～ 50,000 以内	115,000	210,000	175,000	315,000
50,000 超 ～ 100,000 以内	175,000	315,000	260,000	500,000
100,000 超 ～ 200,000 以内	210,000	380,000	300,000	540,000
200,000 超 ～	250,000	450,000	350,000	630,000

■ 国土交通大臣の認定を受けたもの又はE R Iにおいて当該性能評価を受けたものを除く。

- ※1 棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用する。ただし、1棟の中に「ルート B1」と「ルート B2」が混在している場合は、それぞれ算出した手数料の合算とする。

②-2 特別な方法による審査

対象面積 ^{*1} の合計(m ²)	限界耐力計算法 エネルギー法 告示免震	耐火性能 ・防火区画検証法	通常火災終了時間 に基づく設計法	特定避難時間に基づ く設計法
0 ～ 2,000 以内	50,000 ^{*2}	70,000	70,000	70,000
2,000 超 ～ 10,000 以内	80,000	120,000	120,000	120,000
10,000 超 ～ 50,000 以内	115,000	175,000	175,000	175,000
50,000 超 ～	175,000	260,000	260,000	260,000

- ※1 棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用する。ただし、限界耐力計算法等は、構造上の棟^(*)毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用する。

- ※2 対象面積の合計が300 m²以内の限界耐力計算法の手数料については、別途見積りとする。

③ 消防照会を要する申請

③-1 事務手数料

消防照会	1,500
------	-------

③-2 電子申請に係る紙面出力

ページ数の合計		白黒1部	カラー1部
0	～ 50 以内	1,500	2,000
50 超	～ 200 以内	2,000	3,000
200 超	～ 500 以内	3,000	4,500
500 超	～ 1,000 以内	4,500	7,000
1,000 超	～	別途見積り	

■必要部数を乗じて算定する。

■出力形式は、原則A4、A3サイズかつ白黒、カラーとし、他の出力形式の場合は、別途見積りとする。

■紙面出力に白黒、カラーが混在している場合は、カラー手数料とする。

③-3 図書送付料

検査対象面積(㎡)	消防照会
0 ～ 500 以内	3,000
500 超 ～	5,000

■原則、信書便とし、他の方法で行う必要がある場合は、別途見積りとする。

④ あらかじめ検討による審査及び現場確認

あらかじめ検討する検査対象面積毎に【仮使用手数料表】にて算定した手数料を適用
--

⑤ 軽微な変更^(*)(省エネ適合性判定等^(*)に係る内容を除く)に関する審査

確認申請時の申請部分 ^{*1} (㎡)	手数料
0 ～ 500 以内	5,000
500 超 ～	【確認手数料表】(P.2)にて算定した手数料×10%

■直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更及び検査指摘により提出された軽微な変更を含め、提出された回数分を算定する。

※1 確認申請書第3面【11.延べ面積】【イ.建築物全体】の(申請部分)の面積とする。

ただし、計画変更があった場合は、計画変更確認申請書第3面【11.延べ面積】【イ.建築物全体】の(申請部分)の面積とする。

⑥ 軽微な変更*（省エネ適合性判定等^(*)に係る内容）に関する審査

省エネ適合性判定に係る軽微な変更内容の確認（コース2 ^(*) は除く）	
ルートA ^(*)	E R I 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金（税抜）※ ¹ ×10%
ルートB ^(*)	E R I 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金（税抜）×30%
設計住宅性能評価、長期優良住宅に係る軽微な変更内容の確認（コース1 ^(*) 及びコース2）	
ルートA	E R I 住宅性能評価業務料金（税抜）※ ² ×10%
ルートB	E R I 住宅性能評価業務料金（税抜）×30%
省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査	
確認申請時の申請部分（㎡）	手数料
0 ～ 500 以内	5,000
500 超 ～	【確認手数料表】（P.2）にて算定した手数料×10%

■直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更を含め、提出された回数分を算定する。

- ※1 「日本E R I（株）建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程」を適用し、算定した当該判定料金（適判対象の棟毎に算定した合計額）。
- ※2 「日本E R I（株）住宅性能評価業務規程」を適用し、算定した料金。

⑦ 再検査^(*)

30,000 又は【仮使用手数料表】にて算定した手数料×50%のうち高い手数料

2. 変更等^{※1}の申請手数料

変更等^{※1}がある場合の申請手数料は、申請1件につき、以下記載の「（1）仮使用基本手数料」及び「（2）仮使用加算手数料」を合算し、算定する。

※1 E R I から仮使用認定の交付を受けたことがある変更及び追加

(1) 仮使用基本手数料	① 直前の仮使用認定通知書の交付をE R I から受けている場合
	② 直前の仮使用認定通知書の交付をE R I から受けていない場合
(2) 仮使用加算手数料	① 省エネ適合性判定等 ^(*) に係る建築物の整合確認及び検査
	② 避難安全検証法・特別な方法による審査
	③ 消防照会を要する申請
	④ あらかじめ検討による審査及び現場確認
	⑤ 軽微な変更 ^(*) （省エネ適合性判定等に係る内容を除く）の審査
	⑥ 軽微な変更（省エネ適合性判定等に係る内容）に関する審査
	⑦ 再検査 ^(*)

(1) 仮使用基本手数料

【仮使用手数料表】

検査対象面積 ^{※1} (m ²)	確認申請時の種別		
	1号、2号 (右記以外)	3号特例	型式部材等製造者 認証（法第68条の 11）を受けたもの
0 ～ 30 以内	70,000		42,000
30 超 ～ 100 以内	78,000		47,000
100 超 ～ 200 以内	85,000		52,000
200 超 ～ 500 以内	126,000		79,000
500 超 ～ 1,000 以内	213,000		136,000
1,000 超 ～ 2,000 以内	314,000		180,000
2,000 超 ～ 3,000 以内	352,000		206,000
3,000 超 ～ 4,000 以内	384,000		225,000
4,000 超 ～ 5,000 以内	423,000		248,000
5,000 超 ～ 6,000 以内	473,000		
6,000 超 ～ 8,000 以内	542,000		
8,000 超 ～ 10,000 以内	583,000		
10,000 超 ～ 20,000 以内	702,000		
20,000 超 ～ 30,000 以内	868,000		
30,000 超 ～ 50,000 以内	1,043,000		
50,000 超 ～ 100,000 以内	1,352,000		
100,000 超 ～ 200,000 以内	1,924,000		
200,000 超 ～ 300,000 以内	2,452,000		
300,000 超 ～	3,126,000		

※1 安全計画書又は安全計画書（工事計画書）に記載される「仮使用部分の申請面積」とする。
ただし、あらかじめ検討を含む場合は、その部分を除いた当初の検査対象面積とする。

① 直前の仮使用認定の交付をE R Iから受けている仮使用認定

①-1 直前の仮使用認定の計画の部分に変更がある場合

イ) 別棟※ ¹ の増加を含まない場合		
a)	下記以外	(検査対象面積 - 検査対象の棟のうち変更がない棟の合計面積) を【仮使用手数料表】の検査対象面積とし、算定した手数料×50%
b)	直前の仮使用認定の計画の部分の変更が、以下のいずれかの場合 ・ 変更が軽微（規則第3条の2相当） ・ 建築物外部（敷地）における経路部分の変更 ・ 仮使用認定期間の変更	32,000

ロ) 別棟の増加を含む場合		
a)	下記以外	(検査対象面積 - 検査対象の棟のうち変更がない棟の合計面積 - 別棟の合計面積) を【仮使用手数料表】の検査対象面積とし、算定した手数料×50% + 別棟の合計面積を【仮使用手数料表】の検査対象面積とし、算定した手数料を合算する
b)	直前の仮使用認定の計画の部分の変更が以下のいずれかの場合 ・ 変更が軽微（規則第3条の2相当） ・ 建築物外部（敷地）における経路部分の変更 ・ 仮使用認定期間の変更	16,000 + 別棟の合計面積を【仮使用手数料表】の検査対象面積とし、算定した手数料を合算する

①-2 直前の仮使用認定の計画の部分に変更がなく、「別棟の増加のみ」の場合

別棟の増加面積を検査対象面積とし【仮使用手数料表】にて算定した手数料

※1 独立した棟 又は エキスパンションジョイント等で接する棟

② 直前の仮使用認定の交付をE R Iから受けていない仮使用認定

【仮使用手数料表】にて算定した手数料と、【確認手数料表】（P.2）にて算定した手数料を合算し適用する。ただし、直前の交付が法第7条の6第1項1号に基づく特定行政庁による仮使用認定通知書の交付であり、さらにその前の交付をE R Iから受けていることが確認できた場合は、【仮使用手数料表】にて算定した手数料とする。

(2) 仮使用加算手数料

計画の変更部分に「1. (2) 仮使用加算手数料」による審査等を要する場合は、当該規程による手数料を加算する。

第7条 昇降機に関する確認 及び 計画変更確認の申請手数料

1. 確認の申請手数料（計画通知の手数料）

確認の申請手数料は、以下記載の「（1）確認基本手数料」の種類毎に設置数を乗じて算定する。

（1） 確認基本手数料

【確認手数料表】

種類		
昇降機（右記以外）	型式部材等製造者認証 （法 68 条の 11）を受けたもの	小荷物専用昇降機・段差解消装置
27,000	18,000	14,000

■段差解消装置について、告示仕様の場合は「昇降機（右記以外）」とする。

2. 計画変更確認の申請手数料（計画変更通知の手数料）

計画変更確認の申請手数料は、以下記載の「（1）計画変更基本手数料」の種類毎に設置数を乗じて算定する。「（2）計画変更加算手数料」に該当する場合は、「（1）計画変更基本手数料」に合算する。

（1） 計画変更基本手数料

① 直前の確認済証の交付を E R I から受けている計画変更

【計画変更手数料表①】

種類		
昇降機（右記以外）	型式部材等製造者認証 （法 68 条の 11）を受けたもの	小荷物専用昇降機・段差解消装置
16,000	13,000	13,000

■段差解消装置について、告示仕様の場合は「昇降機（右記以外）」とする。

② 直前の確認済証の交付を E R I から受けていない計画変更

【計画変更手数料表②】

種類		
昇降機（右記以外）	型式部材等製造者認証 （法 68 条の 11）を受けたもの	小荷物専用昇降機・段差解消装置
27,000	18,000	14,000

■段差解消装置について、告示仕様の場合は「昇降機（右記以外）」とする。

（2） 計画変更加算手数料

① 軽微な変更^(*)に関する審査

5,000

■直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更を含め、提出された回数分を算定する。

第8条 昇降機に関する完了検査の申請手数料

1. 完了検査の申請手数料（工事完了通知の手数料）

完了検査の申請手数料は、以下記載の「（１）完了基本手数料」の種類毎に設置数を乗じて算定する。
「（２）完了加算手数料」に該当する場合は、「（１）完了基本手数料」に合算する。

仮使用認定通知書の交付をERIから受けている場合の「（１）完了基本手数料」については、＜仮使用認定通知書の交付をERIから受けている場合＞を適用する。

（１）完了基本手数料

① 直前の確認済証の交付をERIから受けている完了検査

【完了手数料表①】

種類		
昇降機（右記以外）	型式部材等製造者認証 （法 68 条の 11）を受けたもの	小荷物専用昇降機・段差解消装置
39,000	30,000	30,000

■ERI が当該建築物の完了検査を実施又は予定しており、当該建築物の使用開始前までに昇降機等の検査申請がない場合は、上記の手数料に 35,000 を追加する。

■段差解消装置について、告示仕様の場合は「昇降機（右記以外）」とする。

＜仮使用認定通知書の交付をERIから受けている場合＞

「（１）完了基本手数料」は、申請 1 件につき、以下記載の イ）ロ）ハ）とする。

イ）建築物の完了検査がERIで、同時に昇降機検査を実施する	11,000
ロ）建築物の完了検査がERIで、同時に昇降機検査を実施しない	30,000
ハ）建築物の完了検査が他機関である	65,000

② 直前の確認済証の交付をERIから受けていない完了検査

【完了手数料表②】

種類		
昇降機（右記以外）	型式部材等製造者認証 （法 68 条の 11）を受けたもの	小荷物専用昇降機・段差解消装置
66,000	48,000	43,000

■ERI が当該建築物の完了検査を実施又は予定しており、当該建築物の使用開始前までに昇降機等の検査申請がない場合は、上記の手数料に 35,000 を追加する。

■段差解消装置について、告示仕様の場合は「昇降機（右記以外）」とする。

（2） 完了加算手数料

① 停止階床数 20 を超えるエレベーターに関する検査

停止階床数 20 を超えた次の停止階床数 20 毎に該当手数料の 50%を適用

② 軽微な変更^(*)に関する審査

5,000

■直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更、完了検査申請と同時に提出された軽微な変更及び追加説明により提出された軽微な変更を含め、提出された回数分を算定する。

③ 追加説明書(計画変更相当)の審査

【計画変更手数料表①】

種類		
昇降機（右記以外）	型式部材等製造者認証 （法 68 条の 11）を受けたもの	小荷物専用昇降機・段差解消装置
16,000	13,000	13,000

■段差解消装置について、告示仕様の場合は「昇降機（右記以外）」を適用する。

④ 再検査^(*)

30,000 又は【完了手数料表】にて算定した手数料×50%のうち高い手数料

第9条 昇降機に関する仮使用認定の申請手数料

1. 仮使用認定の申請手数料

仮使用認定の申請手数料は、申請1件につき、以下記載の「(1) 仮使用基本手数料」の種類毎に設置数を乗じて算定する。「(2) 仮使用加算手数料」に該当する場合は、「(1) 仮使用基本手数料」に合算する。なお、仮使用認定期間の延長のみをおこなう場合は、別途見積りとする。

(1) 仮使用基本手数料

① 直前の確認済証の交付をE R Iから受けている仮使用認定 【仮使用手数料表①】

種類		
昇降機（右記以外）	型式部材等製造者認証 （法68条の11）を受けたもの	小荷物専用昇降機・段差解消装置
39,000	30,000	30,000

■段差解消装置について、告示仕様の場合は「昇降機（右記以外）」とする。

② 直前の確認済証の交付をE R Iから受けていない仮使用認定

【仮使用手数料表②】

種類		
昇降機（右記以外）	型式部材等製造者認証 （法68条の11）を受けたもの	小荷物専用昇降機・段差解消装置
66,000	48,000	43,000

■段差解消装置について、告示仕様の場合は「昇降機（右記以外）」とする。

(2) 仮使用加算手数料

① 停止階床数20を超えるエレベーターに関する検査

停止階床数20を超えた次の停止階床数20毎に該当手数料の50%を適用

② 軽微な変更(*)に関する審査

5,000

■直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更及び検査指摘により提出された軽微な変更を含め、提出された回数分を算定する。

③ 再検査(*)

30,000 又は【仮使用手数料表】にて算定した手数料×50%のうち高い手数料

第 10 条 工作物に関する確認 及び 計画変更確認の申請手数料

1. 確認の申請手数料（計画通知の手数料）

確認の申請手数料は、以下記載の「（１）確認基本手数料」の種類毎に工作物の数を乗じて算定する。
申請する工作物毎に複数の構造強度に係る審査を要する場合は、複数の工作物として算定する。
尚、法第 88 条第 2 項の指定工作物の手数料については、別途見積りとする。

（１） 確認基本手数料

【確認手数料表①：高さが 6m を超える煙突】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
6 超～10 以内	57,000
10 超～	102,000

【確認手数料表②：高さが 15m を超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
15 超～19 以内	30,000
19 超～25 以内	57,000
25 超～	102,000

【確認手数料表③：高さが 4m を超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
4 超～ 8 以内	30,000
8 超～14 以内	57,000
14 超～	102,000

【確認手数料表④：高さが 8m を超える高架水槽、サイロ、物見塔等】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
8 超～10 以内	57,000
10 超～	102,000

【確認手数料表⑤：高さが 2m を超える擁壁】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
2 超～ 4 以内	30,000
4 超～10 以内	57,000
10 超～	102,000

2. 計画変更確認の申請手数料（計画変更通知の申請手数料）

計画変更確認の申請手数料は、「（１）計画変更基本手数料」の種類毎に工作物の数を乗じて算定する。
「（２）計画変更加算手数料」に該当する場合は、「（１）計画変更基本手数料」に合算する。

（１） 計画変更基本手数料

【計画変更手数料表①：高さが6mを超える煙突】

申請に係る最高高さ(m)	手数料
6 超～10 以内	57,000
10 超～	102,000

【計画変更手数料表②：高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等】

申請に係る最高高さ(m)	手数料
15 超～19 以内	30,000
19 超～25 以内	57,000
25 超～	102,000

【計画変更手数料表③：高さが4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等】

申請に係る最高高さ(m)	手数料
4 超～ 8 以内	30,000
8 超～14 以内	57,000
14 超～	102,000

【計画変更手数料表④：高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔等】

申請に係る最高高さ(m)	手数料
8 超～10 以内	57,000
10 超～	102,000

【計画変更手数料表⑤：高さが2mを超える擁壁】

申請に係る最高高さ(m)	手数料
2 超～ 4 以内	30,000
4 超～10 以内	57,000
10 超～	102,000

（２） 計画変更加算手数料

① 軽微な変更^(*)に関する審査

5,000

■直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更を含め、提出された回数分を算定する。

第 11 条 工作物に関する完了検査の申請手数料

1. 完了検査の申請手数料（工事完了通知の手数料）

完了検査の申請手数料は、以下記載の「（１）完了基本手数料」の種類毎に工作物の数を乗じて算定する。「（２）完了加算手数料」に該当する場合は、「（１）完了基本手数料」に合算する。
尚、法第 88 条第 2 項の指定工作物の手数料については、別途見積りとする。

（１） 完了基本手数料

① 直前の確認済証の交付を E R I から受けている完了検査

【完了手数料表①-1：高さが 6m を超える煙突】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
6 超～10 以内	53,000
10 超～	83,000

【完了手数料表①-2：高さが 15m を超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
15 超～19 以内	30,000
19 超～25 以内	53,000
25 超～	83,000

【完了手数料表①-3：高さが 4m を超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
4 超～ 8 以内	30,000
8 超～14 以内	53,000
14 超～	83,000

【完了手数料表①-4：高さが 8m を超える高架水槽、サイロ、物見塔等】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
8 超～10 以内	53,000
10 超～	83,000

【完了手数料表①-5：高さが 2m を超える擁壁】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
2 超～ 4 以内	30,000
4 超～10 以内	53,000
10 超～	83,000

② 直前の確認済証の交付を E R I から受けていない完了検査

【完了手数料表②-1：高さが 6m を超える煙突】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
6 超～10 以内	110,000
10 超～	185,000

【完了手数料表②-2：高さが 15m を超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
15 超～19 以内	60,000
19 超～25 以内	110,000
25 超～	185,000

【完了手数料表②-3：高さが 4m を超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
4 超～ 8 以内	60,000
8 超～14 以内	110,000
14 超～	185,000

【完了手数料表②-4：高さが 8m を超える高架水槽、サイロ、物見塔等】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
8 超～10 以内	110,000
10 超～	185,000

【完了手数料表②-5：高さが 2m を超える擁壁】

申請に係る最高高さ (m)	手数料
2 超～ 4 以内	60,000
4 超～10 以内	110,000
10 超～	185,000

(2) 完了加算手数料

① 軽微な変更^(*)に関する審査

5,000

■直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更、完了検査申請と同時に提出された軽微な変更及び追加説明により提出された軽微な変更を含め、提出された回数分を算定する。

② 追加説明書(計画変更相当)の審査

「第 10 条 工作物に関する確認及び計画変更確認の申請手数料（1）計画変更確認基本手数料」の規程を適用する。

③ 再検査^(*)

30,000 又は 【完了手数料表】にて算定した手数料×50%のうち高い手数料

第 12 条 工作物に関する仮使用認定の申請手数料

1. 仮使用認定の申請手数料

別途見積りとする。

第 13 条 出張費

- (1) 中間検査、完了検査又は仮使用認定に伴う現場検査^(*)のために確認検査員等^(*)が出張する毎に、出張費別表に定める出張費を申請手数料に加算する。
- (2) 次の①～④の場合は、(1)に係らず、出張費を別に定めることができる。
- ① 検査の日程、時間等を勘案し、宿泊を要する場合
 - ② 申請者の申し出を受け、所管する事務所以外により検査を行う場合
 - ③ 通常の経路、方法、人数等によって検査し難い場合
 - ④ E R I が検査を効率的に実施できると判断できる場合

第 14 条 日本 E R I 申請書作成ツールによる申請手数料の一部控除

確認及び計画通知(計画変更確認及び計画変更通知を除く)の申請に関し、日本 E R I 申請書作成ツールで作成した申請ファイルにより提出する場合は、手数料の額から 2,000 円を控除する。

第 15 条 手数料の減額

- (1) あらかじめ E R I と協議のうえ、次に掲げる内容と認める場合は、第 2 条から第 12 条に定める手数料を減額することができるものとする。

- ① 類似性のある計画で、年間を通じて継続して多量の取引が見込める場合
- ② ①の場合にあって、住宅性能評価申請とあわせて申請する場合
- ③ 効率的^{※1}に確認審査、検査業務が行えると E R I が判断した場合

なお、減額率等は、下表のとおりとする。

① 多量の取引

類似性のある計画で、「年間100件以上の建築物の申請」がある場合	基本手数料の最大 25%まで
----------------------------------	----------------

■②との重複適用可。

② 住宅性能評価併願申請

①の場合にあって、住宅性能評価申請とあわせて申請する場合	基本手数料の最大 25%まで
------------------------------	----------------

③ 効率的^{※1}

③-1)	①の場合にあって、効率的 ^{※1} に確認審査、検査業務が行えると E R I が判断した場合	申請部分の種別「1号、2号（右記以外）」を「3号特例」に読替える
③-2)	①の場合にあって、「確認加算手数料(第2条1.(2))」の各項目において、効率的 ^{※1} に業務が行えると E R I が判断した場合	最大 100%まで
③-3)	①の場合にあって、広告塔を新築又は増築する場合	基本手数料の最大 25%まで
③-4)	①の場合にあって、簡易な自動車車庫等を増築する場合	基本手数料の最大 50%まで

※1 あらかじめ図面の記載方法等について E R I と協議し、情報共有した場合等をいう。

- (2) 大規模自然災害等に対し、国、県、行政庁等の公的機関が罹災証明を発行し、かつ、E R I があらかじめ定めた条件の申請を行った場合においては、必要に応じ、減免措置を講じることができる。
- (3) (1)又は(2)に該当せず、E R I が行う超高層等の建築物等構造性能評価、これに類する構造性能評価を受けたものに係る建築物については「確認基本手数料(第2条1.(1))」を、工作物の確認申請については「工作物に関する確認の申請手数料(第10条)」を、その申請において構造に係る審査を行う場合に限り、25%控除した手数料とする。

第 16 条 手数料の増額

E R I の責に負えない、予測しえない事由により確認検査の業務量が大幅に増した時は、割増手数料を請求することができる。

第 17 条 確認済証等の紙面発行手数料

確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書の交付において、紙面での発行を行う場合は、手数料として処分1件につき2,000円を請求する。

第 18 条 規程に定めのない事項の取扱い

本規程に定めのない手数料については、別途協議し定めることができる。

【用語等の定義】		
1)	ER I	日本ER I 株式会社
2)	法	建築基準法(昭和25年法律第201号)
3)	令	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)
4)	規則	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)
5)	確認検査員等	確認検査員、副確認検査員、確認検査補助員又は検査補助者
6)	現場検査	中間検査、完了検査及び仮使用認定に係る現場検査
7)	構造上の棟	令第36条の4の構造上別の建築物とみなすことができる部分 2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分
8)	構造審査	構造計算の審査、仕様規定等の審査及び構造計算に係る図書省略該当物件の審査 ただし、構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物の審査を除く
9)	仕様規定等による構造審査	構造計算の審査が不要である仕様規定等のみの審査又は構造計算に係る図書省略該当物件の審査および型式適合認定に該当する審査
10)	構造ソフト	市販されている構造ソフト(木造構造解析のためのソフト)
11)	ルート2基準	令第9条の3に規定される特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準の審査で、令第81条第2項第二号イに掲げる構造計算(許容応力度等計算)で、法第20条第1項第二号イに規定する方法による安全性の確認のための審査
12)	小規模伝統的木造建築物等基準	小規模建築物をルート3、限界耐力計算等により安全性を検証したもの(法第20条第1項第四号ロ) ※構造設計一級建築士が設計又は確認したものに限る
13)	通常火災終了時間に基づく設計法	法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部を令和2年国土交通省告示第173号第一第1項第一号に適合する準耐火構造としたもの
14)	特定避難時間に基づく設計法	法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部を平成27年国土交通省告示第255号第一第1項第一号に適合する準耐火構造とするもの
15)	軽微な変更	規則第3条の2に規定する計画の変更に係る確認を要しない軽微変更
16)	省エネ適合性判定等	省エネ適合性判定通知書及び設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合や、省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査
17)	ルートA	省エネ性能が向上する変更
18)	ルートB	一定範囲内の省エネ性能が低下する変更

19)	コース1	設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けることにより、省エネ適合性判定等を省略する場合
20)	コース2	省エネ適判と設計住宅性能評価等とを併せて受け、省エネ適判に係る添付図書を合理化する場合
21)	再検査	現場検査実施の結果、現場に再度赴き、確認を要する検査
22)	小荷物専用昇降機	令第146条第1項第2号に規定するもの及び同項第3号に基づき特定行政庁が指定するもの
23)	指定工作物	令第138条第1項及び第3項(第2号を除く)に規定する工作物

附則 この規程は、2026年8月1日から施行する。

制定：平成12年 4月 1日

改訂：2026年 4月 1日

改訂：2026年 8月 1日